

建築設計業務委託変更現場説明書

業務名称：市指定史跡安倍家住宅復原修理工事実施設計業務委託

1 業務概要	市指定史跡安倍家住宅復原修理工事に係る建築・電気設備・機械設備の設計図書作成、積算業務一式
2 履行期限	令和8年3月19日（木）
3 遵守法令	地方自治法及び鶴岡市契約に関する規則、鶴岡市建築設計業務委託契約約款、並びに業務実施に当たり当然適用される関係法令、規則を遵守する義務を負う。
4 入札保証金	免除
5 契約保証	あり 建築設計業務委託契約約款第4条による
6 前金払	あり 建築設計業務委託契約約款第35条による
7 条件の変更	特記仕様書「I.4.(2)施設の条件」のうち、施設の規模・構造、耐震安全性の分類、設備の概要が設計業務での協議の結果により変更となったことによる契約金額の変更は行わない。
8 一括再下請の禁止	業務の全部を一括して、又は設計仕様書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。鶴岡市建築設計業務委託契約約款第13条の通り。
9 賠償責任保険への加入	鶴岡市建築設計業務委託契約約款第43条の4第1項による損害賠償請求を補償対象とする保険に加入しなければならない。また契約締結後すみやかに当該保険に加入していることを証明する文書を提出すること。
10 管理技術者等の要件	<ul style="list-style-type: none">・常勤の管理技術者及び主任技術者の2名を配置し、名簿を提出し承認を得なければならない。・管理技術者は一級建築士であること。・管理技術者及び主任技術者のうちいずれか1名は、次のいずれかの要件を満たすこと。<ul style="list-style-type: none">イ) 過去15年（平成22年度から令和6年度）以内に、国宝、重要文化財、地方公共団体指定文化財、国登録有形文化財建造物の復原または保存修理工事の実施設計業務委託（契約金額税込200万円以上）の管理技術者または主任技術者としての実績を有する者。ロ) ヘリテージマネージャー資格を有する者。
11 その他	※過去15年間での完遂実績確認については、当該業務委託の業務内容、契約書の写し及び発注者に提出した配置技術者名簿等の写しで確認します。

令和 7 年 8 月

建築設計業務委託変更特記仕様書

市指定史跡安倍家住宅復原修理工事 実施設計業務委託

鶴岡市教育委員会社会教育課

建築設計業務委託変更特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 市指定史跡安倍家住宅復原修理工事実施設計業務委託
2. 計画施設概要
- (1) 施設名称 市指定史跡安倍家住宅
- (2) 所在地 鶴岡市若葉町 15-21
- (3) 施設用途 文化施設:令和 6 年国土交通省告示第八号 別添二 第 12 号第 1 類
3. 履行期間 契約締結の日の翌日から令和 8 年 3 月 19 日（木）まで

4. 設計与条件

(1) 敷地の条件

a. 敷地の面積 1366.95 m²

b. 用途地域及び地区の指定

①用途地域 ····· 都市計画区域内 第二種中高層住居専用地域
建ぺい率 60% 容積率 200%

②防火地域 ····· 指定なし（建築基準法 22 条区域）

(2) 施設の条件

a. 施設の構造・規模

木造茅葺平屋建て 床面積 185.15 m²

b. 耐震安全性の分類

~~「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（平成 25 年 3 月 29 日国営計第 126 号）~~

~~耐震安全性の分類は以下のとおりとする。~~

- 1) 構造体 III 類（但し、地震地域係数 Z=1.0 とする）
2) 建築非構造部材 B 類
3) 建築設備 乙 類

c. 設備の概要

1) 電気設備

- 受変電設備 幹線設備 電灯コンセント設備 動力設備
 電話設備 インターホン設備 放送設備 テレビ共聴設備
 火災報知設備 ガス漏れ警報設備 監視カメラ設備 避雷設備
 機械警備設備 自動通報設備 外灯設備 昇降機設備
 太陽光発電設備 非常発電設備 電気通信設備

2) 機械設備

- 給水設備 給湯設備 排水設備 衛生設備 ガス設備
 消火設備 空気調和設備 換気設備 自動制御設備
 暖房設備 冷房設備 排煙設備 融雪設備 净化槽設備
 雨水利用設備 厨房設備

(3) 建設の条件

- a . 建設工期 令和 8 年 5 月～令和 9 年 2 月末 見込み
- b . 想定改修工事 建築 + 電気 + 機械 + 外構
- c . 設計内容 建築工事 : • 建物全体の構造材劣化部復原
• 東側「ハレ」部の建設当時への復原修理
• 西側「ケ」部は床、壁等の損傷部を撤去し最小限の仮復旧（ただし、今後の痕跡調査を見据え、取り外し可能な床板等を装備）
電気設備：住宅内部見学を前提とした照明設備等設計及び復原化への配慮（配線取り回しの隠ぺい対応等）
機械設備：住宅内部見学を前提とした機械設備設計及び火災防止のための自動消火設備等の構築
外構設計：建物周囲見学動線構内通路、植栽計画、敷地周囲意匠

II 業務仕様

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という）に記載されていない事項は、「鶴岡市建築設計業務委託共通仕様書」による。

1. 仕様書の適用

仕様書に記載された特記事項の中で□印の付いたものについては、■印の付いたものを適用する。

2. 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。

- 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士
- ※ 常勤かつ設計事務所に所属する一級建築士
- （社）日本建築積算協会が付与する建築積算資格者（管理技術者が当該資格要件を満たすことができない場合は、当該資格要件を満たす技術者による成果物の照査を実施しその内容を書面で提出することでこの要件を満たすものと判断する。）

3. プロポーザル方式により受注した場合の業務履行

受注者は、プロポーザル方式により設計業務を受託した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

4. 設計業務の範囲

(1) 一般業務

- | | |
|--------------|-------------------|
| ① 基本設計 | ② 実施設計 |
| □ 建築（意匠）基本設計 | ■ 建築（意匠）実施設計 |
| □ 建築（構造）基本設計 | ■ 建築（構造）実施設計（必要時） |
| □ 電気設備基本設計 | ■ 電気設備実施設計 |
| □ 機械設備基本設計 | ■ 機械設備実施設計 |

外構整備基本設計

外構整備実施設計

駐車場整備実施設計

解体工事発注設計図書作成

a. 基本設計標準業務 (平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添一第 1 項第一号イ)

項目		総合	構造	電気	機械	摘要
(1) 設計条件の整理	(i) 条件整理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(4) 基本設計方針の策定	(i) 条件整理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(5) 基本設計図書の作成		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(6) 概算工事費の検討		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(7) 基本設計内容の建築主への説明等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

b. 実施設計標準業務 (平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添一第 1 項第二号イ)

項目		総合	構造	電気	機械	摘要
(1) 要求等の確認	(i) 建築主の要求等の確認	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
	(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
	(ii) 実施設計のための基本事項の確定	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
	(iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
	(ii) 確認申請図書の作成	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
(6) 概算工事費の検討		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
(7) 実施設計内容の建築主への説明等		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

※構造については必要時のみ対象

(2) 追加業務

建築積算業務 ※外構積算業務含む

電気設備積算業務

機械設備積算業務

透視図作成 ・ 外観鳥瞰図 彩色 1 面 A3 判

- ・ 外観図 彩色 1面 A3判
 - ・ 内観図 彩色 1面 A3判
 - ・ 額 木製又はアルミ製程度
- 透視図の写真撮影 [カット枚数 () カラーコピーA2・A3判5枚
判の大きさ () 及び白黒・カラーの別 ()]
- 模型製作 [縮尺 (1/200~1/300), 主要材料 (スチレンペーパー程度)
ケースの有無 (有り) 及び材質 (アクリル製程度)]
- 模型の写真撮影 [カット枚数 (4枚)
判の大きさ (四つ切り程度) 及び白黒・カラーの別 (カラー)]

■ 設計説明書

- 計画通知申請手続き業務
- 市町村指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続き業務
(標識看板の作成、設置報告書の届出、日影図の作成)
- 防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続き
- 省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務
- 建築物総合環境性能評価システムによる評価
- 鶴岡市中高層建築物による電波障害等の防止に関する指導要綱による届出書の作成及び申請手続き業務
- 建設副産物の発生抑制・再生資源の利用の促進に関する法律(リサイクル法)・建設リサイクル法による届出書の作成及び申請手続き業務
- 積算根拠とした資料の提出(建設物価・積算資料等)

5. 業務の実施

- (1) 一般事項
 - a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。
 - b. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等によって行う。
 - c. 積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。

(2) 調査・打合せ及び記録

- ① 設計業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡とり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が書面(打合せ記録簿)に記録し、相互に確認しなければならない。
- ② 打合せは次の時期に行う。
 - a. 業務着手時
 - b. 市調査職員又は管理技術者が必要と認めた時
 - c. その他
- ③ 敷地調査

受注者は、設計着手前に敷地調査を行うこと。
なお、敷地内に設計上支障となる障害物や環境保全上考慮すべき事項等を発見したときは、調査職員とその処置について打合せを行う。

④ 他業務との調整

受注者は、当該業務に関連する別途工事又は別途業務がある場合は、調整を図り円滑に業務を進めなければならない。

(3) 業務計画書

業務計画書には、契約図書に基づき、次の事項を記載するものとする。

a. 業務工程

- ・ 各業務の開始、完了時期
- ・ 作成する各種資料、設計図書の種類・数量、提出時期
- ・ 発注者との協議時期、内容

b. 管理技術者

- ・ 資格要件を指定された場合は、その資格を証する書類を添付

c. 業務実施体制

- ・ 各担当の分担業務（具体的に記載のこと）
- ・ 協力者がある場合は、協力者の概要、担当する業務内容及び担当技術者

d. 品質確保の方策

- ・ 本業務に適用する基準
- ・ 本業務に使用する電算プログラム
- ・ 設計図書の品質管理体制、チェックリスト（具体的に記載のこと）

e. その他、調査職員が必要に応じ指定する事項

(4) 資料の貸与

a. 特記仕様書において貸与すると定める図面及び適用基準等並びにその他関連資料（以下「貸与資料」という。）は以下の資料とする。

- ・ 適用基準等のうち、【貸与】と記載されているもの
- ・ 既存建物図面

b. 受注者は、貸与資料の必要がなくなった場合は直ちに調査職員に返却するものとする。

c. 受注者は、貸与資料を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。
万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

d. 受注者は、守秘義務が求められる資料については、これを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(5) 修補

a. 受注者は、発注者から修補を求められた場合には、速やかに修補しなければならない。

b. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補を指示することができるものとする。

c. 検査職員が修補の指示をした場合には、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。

d. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約約

款第32条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

(6) 契約内容の変更

a. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務委託契約の変更を行うものとする。

- ① 業務委託料の変更を行う場合
- ② 履行期間の変更を行う場合
- ③ 調査職員と受注者が協議し、設計業務施行上必要があると認められる場合
- ④ 契約約款第31条の規定に基づき業務委託料の変更に代える設計仕様の変更を行う場合

b. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。

- ① (5)の規定に基づき調査職員が受注者に指示した事項
- ② 設計業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
- ③ その他発注者又は調査職員と受注者との協議で決定された事項

(7) 履行期間の変更

a. 発注者は、受注者に対して設計業務の変更の指示を行う場合においては、履行期間の変更を行うか否かを合わせて事前に通知しなければならない。

(8) 発注者の賠償責任

a. 発注者は、次の各号に該当する場合においては、損害の賠償を行わなければならぬ。

- ① 契約約款第29条に定める一般的損害、契約約款第30条に定める第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべきものとされた場合
- ② 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

(9) 受注者の賠償責任

a. 受注者は、次の各号に該当する場合においては、損害の賠償を行わなければならぬ。

- ① 契約約款第29条に定める一般的損害、契約約款第30条に定める第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべきものとされた場合
- ② 契約約款第41条に定める契約不適合に対する受注者の責任が生じた場合

(10) 部分使用

a. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約約款第34条の規定に基づき受注者に対して成果物の一部使用を請求することができるものとする。

- ① 別途設計業務の用に供する必要がある場合
- ② その他特に必要と認められた場合

b. 受注者は、成果物の一部の使用に同意した場合には、成果物の一部の使用同意書を発注者に提出するものとする。

(12) 特許権の使用

受注者は、契約約款第14条の規定に基づき、発注者に特許権の使用に関する費用負担を求める場合、権利を所有する第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を得なければならない。

6. 適用基準 (最新の基準を適用)

特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

a. 共 通

- 官庁施設の基本的性能基準
- 官庁施設の基本的性能に関する技術基準
- 官庁施設の企画立案及び設計マネジメント要領
- 官庁施設の総合耐震計画基準
- 官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- 環境配慮型官庁施設設計指針
- 官庁施設の環境配慮診断・改修計画指針
- 省エネルギー建築設計指針
- 官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン（案）
- 建築設計業務等電子納品要領（案）
- 建築C A D図面作成要領（案）
- 公共建築工事積算基準
- 公共建築工事共通費積算基準
- 公共建築工事標準歩掛り
- ZEB 設計ガイドライン

b. 建 築

- 建築工事設計図書作成基準
- 敷地調査共通仕様書
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- 建築設計基準
- 建築改修設計基準
- 建築構造設計基準
- 鉄骨設計標準図
- 建築工事標準詳細図
- 擁壁設計標準図
- 構内舗装・排水設計基準
- 表示・標識標準
- 木造建築工事標準仕様書
- 建築物解体工事共通仕様書・同解説

c. 建築積算

- 公共建築数量積算基準・同解説（建築積算研究会）
- 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）
-

d. 設 備

- 建築設備計画基準
- 建築設備設計基準
- 建築設備工事設計図書作成基準（案）
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- 排水再利用・雨水利用システム設計基準
- 建築設備耐震設計・施工指針（国土交通省住宅局建築指導課）
- 建築設備設計計算書作成の手引き
-

e. 設備積算

- 公共建築数量積算基準・同解説（建築積算研究会）
- 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
- 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）

7. 設計業務の成果物

- a. 受注者は設計業務が完了したときは、設計仕様書に示す成果物を業務完了届けとともに提出し、検査を受けるものとする。
- b. 設計図・各計算書類は二つ折り製本とし表紙、背表紙に委託名を印刷する。 説明書はA3判左綴じ製本とし委託名を印刷とする。 積算数量算出書、同調書、工事費算出書、同比較表はA4判ファイルに綴りタイトルをつけて提出のこと。
- c. 提出されたC A Dデータについては、当該施設に係る工事の受注業者に貸与、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。
- d. 提出するC A Dデータについては、D W G・J W W形式とし、あわせてP D F化した1枚ごとの設計図と結合図も収納しC D-Rで（データ容量によってはD V D-Rも可）1枚提出すること。

※積算資料等ほか電子データも同じ媒体内収納提出可。

成果物内容

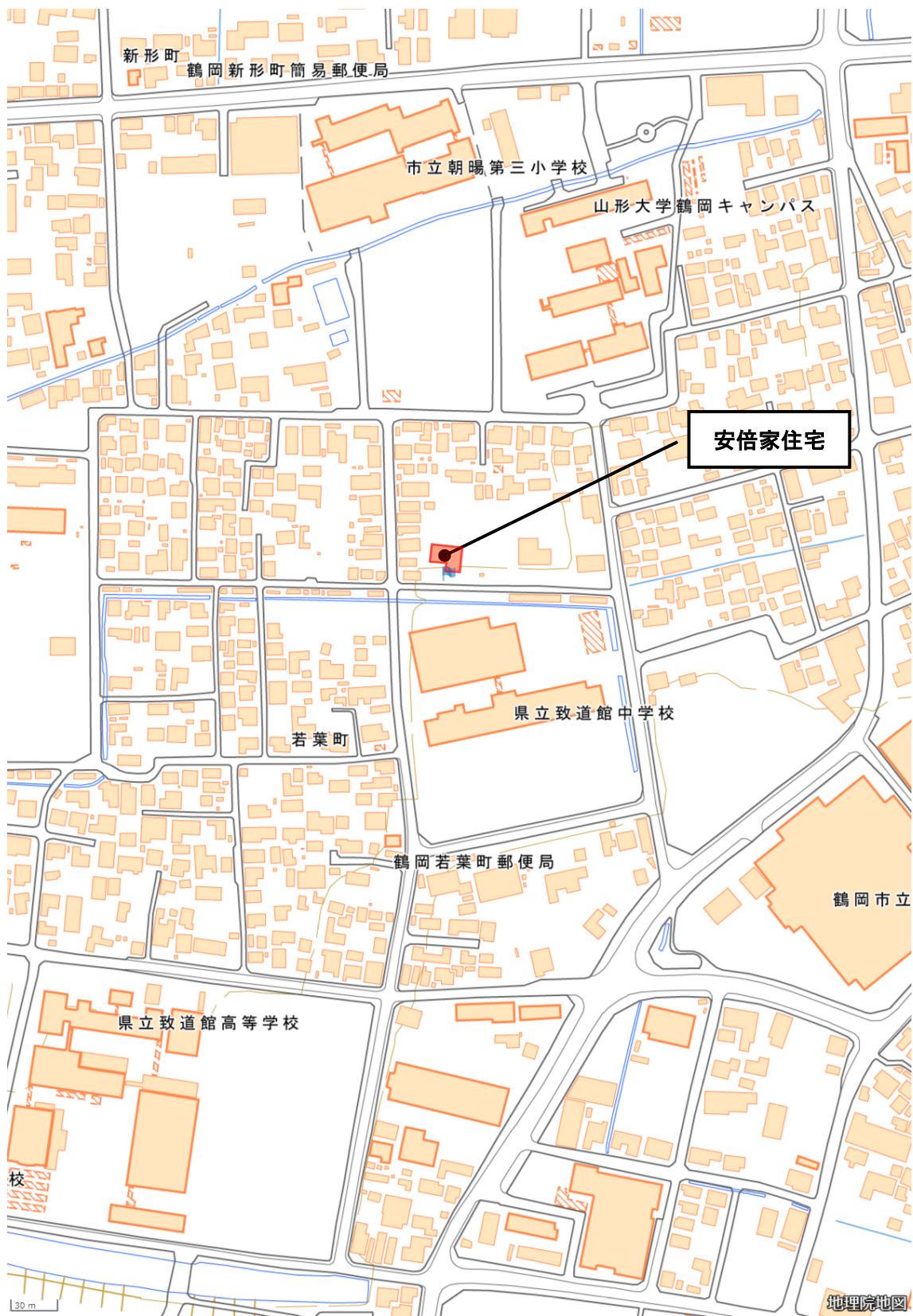
(2) 実施設計 ※チェック箇所においても該当ない場合は提出不要

成果物等	■印を適用	原図	陽画焼	摘要
a. 建築(総合)設計				
■ 実施設計説明書			3部	A3版カラーリミテッド
□ 建築物概要書				
■ 特記仕様書				
■ 仕上表				
■ 面積表及び求積図				
■ 敷地案内図				
■ 配置図				
■ 平面図(各階)				
■ 断面図				
■ 立面図(各面)				
■ 矩計図				
■ 展開図				
□ 天井伏図(各階)			A3版	
■ 平面詳細図			1部	
■ 部分詳細図				
■ 建具表・建具図				
□ 仕上ユニット計画図				
□ サイン計画図				
□ 法規チェックリスト				
■ 外構図				
■ 植栽計画図				
□ 駐車場整備図				
■ 解体計画図				
■ 工事費概算書				
□ 各種計算書			1部	
□ 確認申請図書			部	
□ 各種技術資料			1部	
□ ランニングコスト算出書			1部	
□ メンテナンスコスト算出書			1部	
□ ZEB検討書(AEMとも該当部)			1部	
【追加業務】				
■ 建築工事積算数量算出書			1部	
■ 建築工事積算数量調書			1部	
■ 建築工事費内訳明細書			1部	
■ 建築工事費算出根拠資料			1部	
□ 省エネルギー計算書				
■ 仮設計画図(積算用)			1部	
□ 工事費比較表				
□ 外構積算数量算出書				
□ 同積算数量調書				
□ 同工事費算出書・比較表				
□ 同各種技術資料				

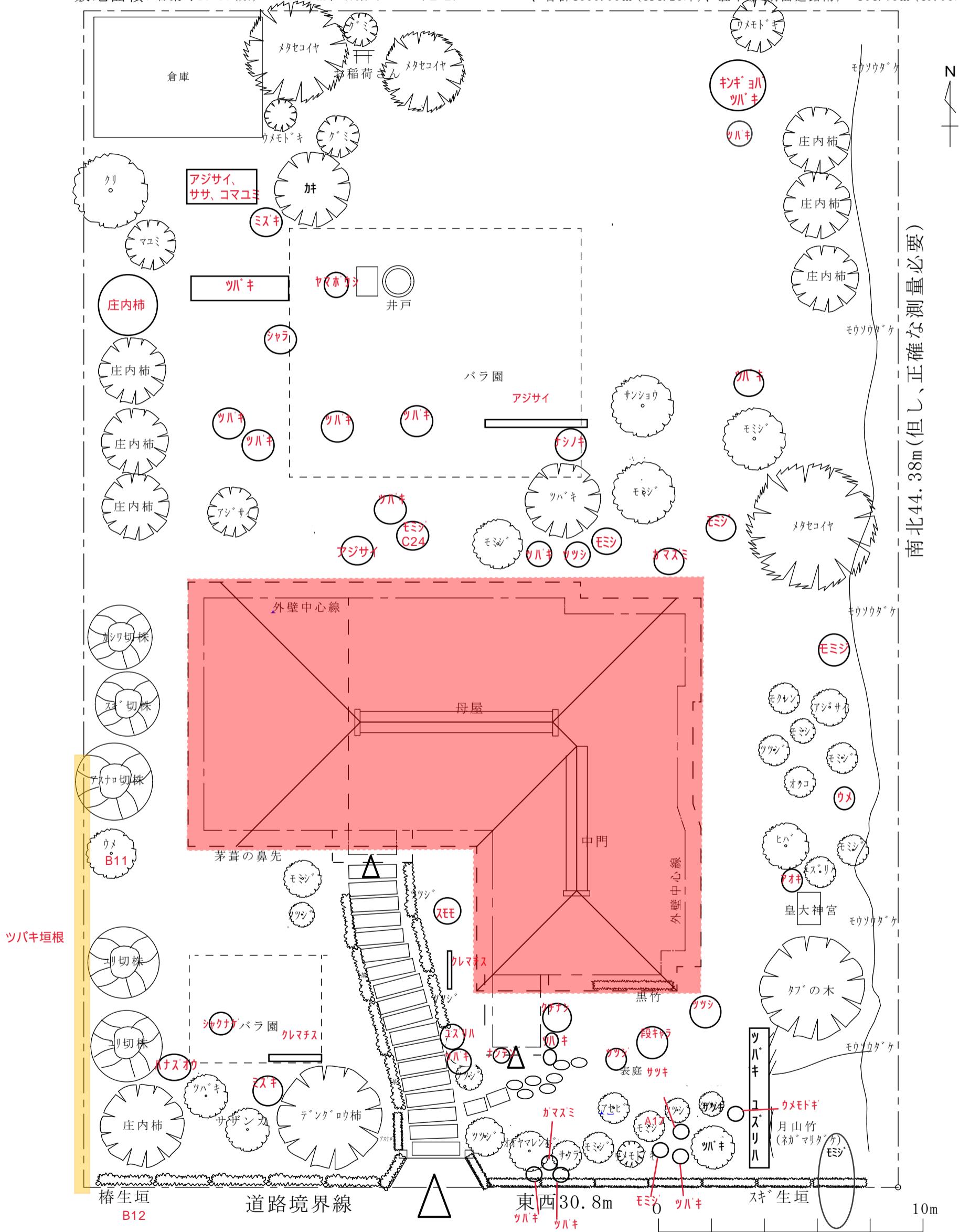
成果物等	■印を適用	原図	陽画焼	摘要
d. 機械設備（給排水衛生・空調換気設備）				
□ 実施設計説明書			3部	A3版カラ-製本
■ 特記仕様書				
■ 敷地案内図				
■ 配置図				
■ 給排水設備配管系統図				
■ 給排水設備配管平面図（各階）				
■ 消火設備系統図				
■ 消火設備平面図（各階）				
■ 排水処理設備図				
□ 空調設備系統図				
□ 空調設備平面図（各階）				
■ 換気設備系統図				
■ 換気設備平面図（各階）				
■ その他設置設備設計図			1部	
■ 部分詳細図				
■ 屋外設備図				
□ 工事費概算書			1部	
□ 確認申請図書			1部	
□ 各種計算書			1部	
■ 各種技術資料			1部	
□ ランニングコスト算出書			1部	
□ メンテナンスコスト算出書			1部	
□ 外部燃料タンク撤去図			1部	地下・地上とも該当時
□				
□				
□				
□				
□				
□				
【追加業務】				
■ 機械設備工事積算数量算出書			1部	
■ 機械設備工事積算数量調書			1部	
■ 機械設備工事費内訳明細書			1部	電子データ共
■ 機械設備工事費算出根拠資料			1部	
□ 省エネルギー計算書				
□				
□				
□				

- ・ 設計図面については、CD-RにCADデータとして収納し、正副各1部を提出のこと。
- ・ 「構造計算書」「各種設備計算書」については、CD-RにPDFデータとして収納し、正副各1部を提出のこと。
- ・ 図面以外の成果物で特に指定のないものは、A4ファイルに収納し提出のこと。
- ・ 「実施設計説明書」等各工事にまたがって作成する成果物は、取りまとめて提出すること。

市指定史跡安倍家住宅 位置図



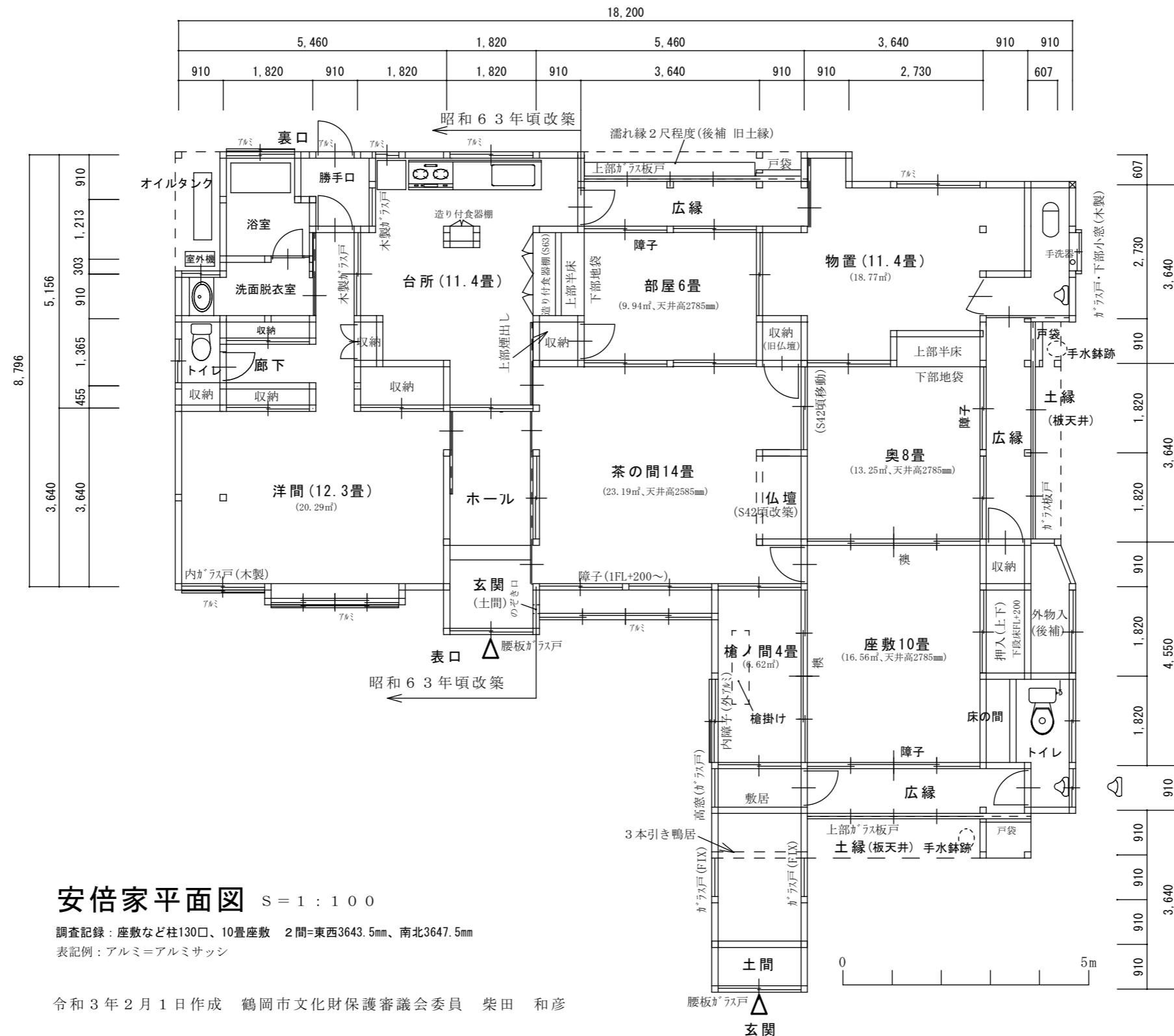
敷地面積：若葉町15-39(畝) = 753.00m²、若葉町15-40(宅地) = 613.95m²、合計1366.95m²(414.23坪)、駐車場(前面道路南) = 164.78m²(49.93坪)

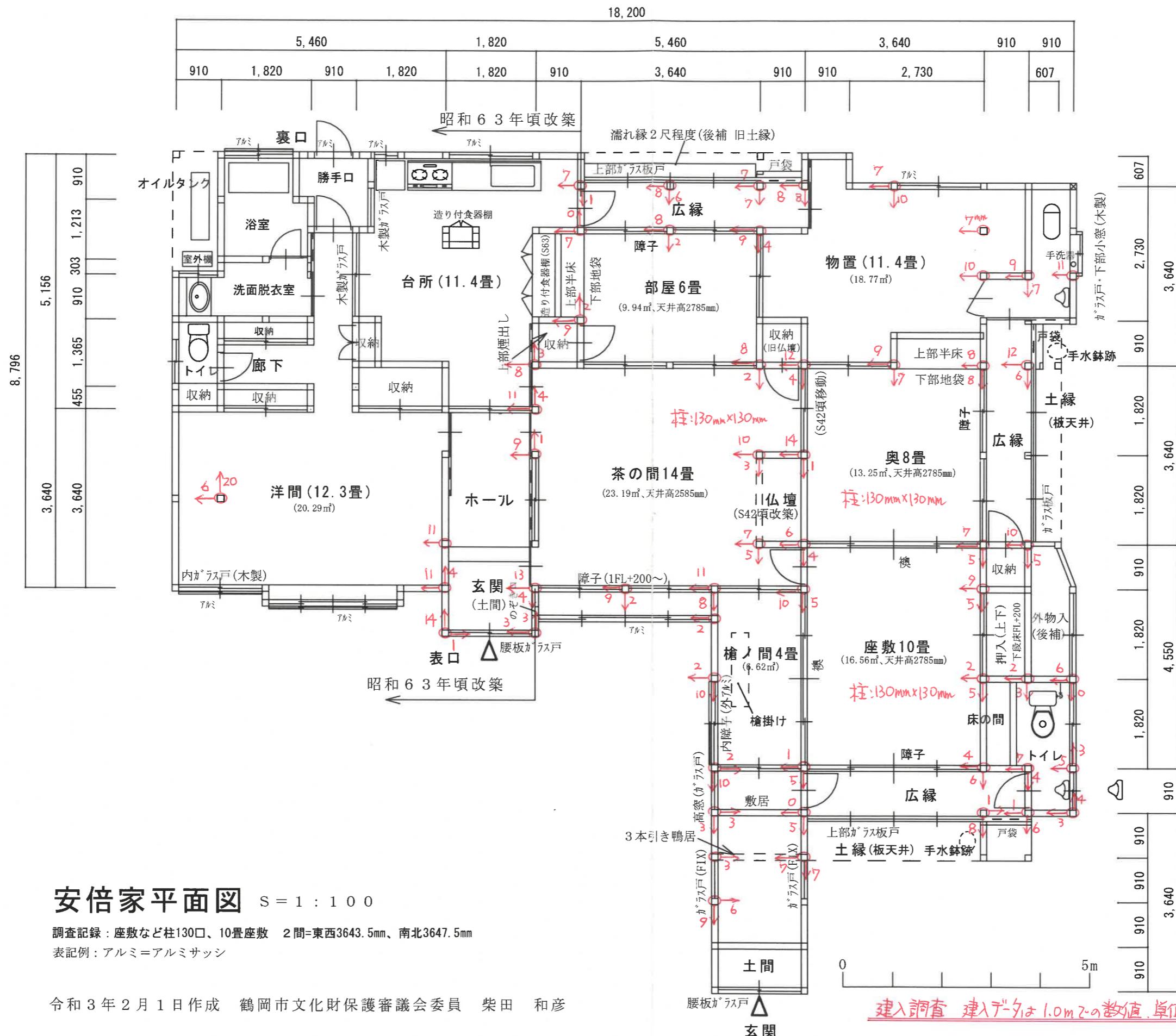


安倍家配置図 S=1:150

前面道路

令和3年2月1日作成 鶴岡市文化財保護審議会委員 柴田 和彦





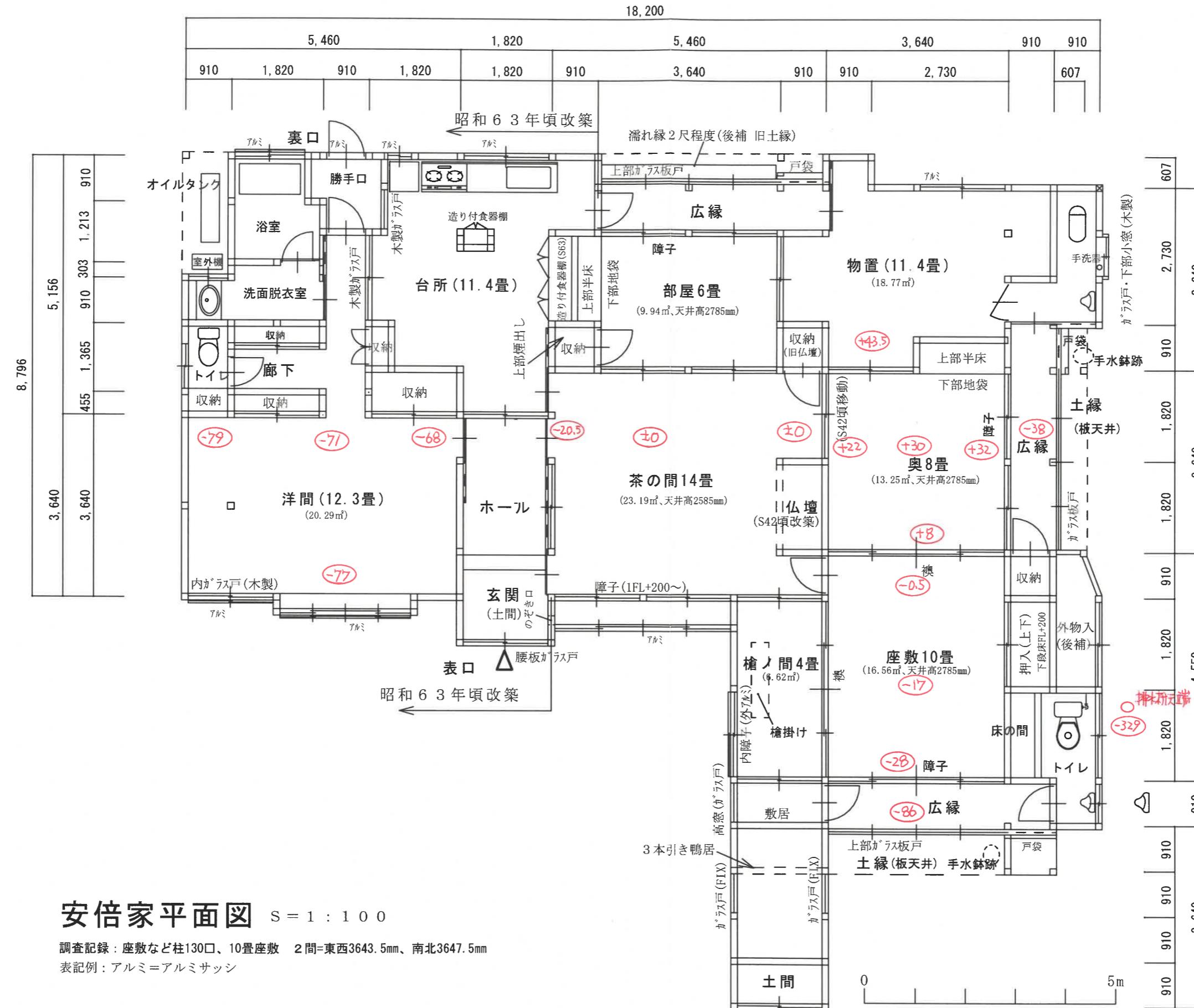
安倍家平面図 S = 1 : 1 0 0

調査記録：座敷など柱130口、10畳座敷 2間=東西3643.5mm、南北3647.5mm

表記例：アルミ＝アルミサッシ

令和3年2月1日作成 鶴岡市文化財保護審議会委員 柴田 和彦

建入調査 建入データは 1.0m ごとの数値、単位は mm



外部について

((外壁)) 外壁で外れたものが見られる。



((外壁)) 外壁で地盤面に近く湿気により腐れを生じてある外れたものが見られる。

→同材・同寸法で交換する。



内部について

((内部壁)) 白い壁がビニールクロス貼りである。
→元々は塗壁であったと思われる。その形にもどす。



((内部壁)) 軸組みが貫構造で塗壁の仕上げが貫面よりわずかしかなく、剥がれ、クラックが入っている。



((内部壁)) 槍の間の壁がPB表しである。
→元々は塗壁であったと思われる。その形にもどす。



((内部天井)) 天井雨漏り跡、腐朽菌が出ている。
→腐朽菌部分を拭き取り、内部用防腐塗料を塗る。



((茶の間・和室共通)) 柱根・柱間の足固め(貫断面)で白く腐朽菌が見える。
→木材保護塗料を塗布する。交換又は補強する



((茶の間・和室共通)) 虫食いの跡が見える。
→木材保護塗料を塗布する。交換又は補強する



((茶の間・和室共通)) 床下に獣の白骨化した骨がある。どこからか入り込んでいる。
→外周床下部分で獣が入り込まないように板・ネットなどで塞ぐ。



((共通)) 床下が平らでない。少し窪んだところがゴミたまりになっている。水気が溜まりやすい。

→床下土間を平にたたく。

